

第 8 6 号議案

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 2 4 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担
に関する条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関
する条例（平成 2 7 年足立区条例第 3 7 号）の一部を次のように改正す
る。

第 4 条第 1 項中「3 歳以上の」を削り、同条第 2 項及び第 3 項を削る。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

第 6 条第 2 項中「別表第 5 」を「別表第 1 」に改め、同条第 3 項中「別
表第 6 」を「別表第 2 」に改める。

第 8 条中「第 4 条から第 6 条まで」を「第 6 条」に改める。

別表第 1 から別表第 4 までを削り、別表第 5 の備考 1 を次のように改
める。

- 1 この表の階層区分は、次の各号に掲げる階層の区分に応じて、
当該各号に定めるところによる。

（1） A 階層 生活保護適用中の世帯

（2） B 階層 A 階層及び D 階層を除き、特別区（市町村）民
税非課税世帯

（3） C 階層 A 階層を除き、特別区（市町村）民税均等割の
み課税世帯

（4） D 階層 A 階層を除き、特別区（市町村）民税所得割

課税世帯

別表第 5 を別表第 1 とし、別表第 6 を別表第 2 とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 7 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の足立区特定教育・保育施設、特定地域型保育事業等の利用者負担に関する条例の規定は、令和 7 年 9 月分以後の利用者負担額について適用し、同年 8 月分までの利用者負担額については、なお従前の例による。

(提案理由)

保育料を無償とする範囲の拡大等に伴い、規定を整備する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。